

京都市告示第 41 号

道路法第 20 条第 1 項の規定により道路と駅前広場との兼用工作物の管理の方法について協議が成立しましたので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示します。

平成 28 年 4 月 1 日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類及び路線名
一般市道八条通（1）
- 2 駅前広場の名称
京都駅八条口駅前広場
- 3 兼用工作物の位置
京都市南区西九条院町 9 番地の 2 他
- 4 兼用工作物の管理者
道路管理者 京都市長
駅前広場管理者 京都市長
- 5 管理の内容
 - (1) 道路管理者
 - ア 兼用工作物の修繕，維持及び占用に係る事務
 - イ 兼用工作物に係る災害復旧
 - (2) 駅前広場管理者
兼用工作物の修繕及び維持
- 6 管理の期間
平成 28 年 4 月 1 日から道路及び駅前広場の存続する日まで
(建設局建設企画部建設企画課)